

第6次指針策定に向けた人権連からの要望事項について

令和6年2月8日

令和5年10月に開催した岡山県地域人権運動連絡協議会（議長中島純男氏。以下「人権連」という。）と岡山県との話し合う会において、人権連から第6次岡山県人権政策推進指針策定に向けて次の要望事項がありましたので報告する。

については、これらの要望事項に対する県の対応について、審議会委員の皆様の御意見をお伺いする。

記

1 県人権政策推進指針

「県人権政策推進指針」は2001年3月に策定され20数年が経過している。この間にこの指針はどのように県民に寄与してきたのか、県民に明らかにされたい。

（回答）

- ・人権啓発マトリックスの設置、また、ノーマライゼーションやユニバーサルデザインの考え方を県政の様々な分野に取り入れ、更には「人権問題に関する県民意識調査」の結果を踏まえ、社会経済情勢の変化に対応した人権指針を策定してきたことなどにより、県民意識が次のように変化してきた。

<参考>

- ・「人権が侵害されることが少なくなってきたと思う人」
H26:16.7% → R1:20.7% (+4.0ポイント)
- ・「ご自分の人権が侵害されたと思ったことがある人」
H26:28.8% → R1:23.5% (▲5.3ポイント)

<主な質疑>

●人権連

- ・5年間の間に28.8%から23.5%に減少したことで人権に対する理解が進んだという理解をされているようだが、人権侵害については、反対に、人権に対してきちんと理解できない人は、人権を侵害されたとしてもきちんと理解できない方が出てくる。
- ・何が人権侵害なのかわからない人は、行政や国や企業等が行うことについて、人権侵害だと端から見てそう思っても、本人がそう思っていなければカウントされないことになる。だから、この数字をもって人権に対する理解が深まったとは言えないと思う。

- ・ 20 数年間でどのような成果があったかということが測りにくい状況だ。反対に言えば測りにくいものを策定されている。
- ・ 人権政策推進指針そのものが県民にどこまで定着しているか。県の人権の基本になるものと言うなら、誰を対象に、何を重点に、日本国憲法をきちんと勉強しましょうということを入れていかないと成果は出てこない。
- ・ この指針は、本来、人権教育をきちんと受けるべき人は公的な職に就く人達が基本であり、県民にこの指針を全部理解してもらおうとするのは難しいのではないかと思う。
- ・ まずは県の職員がこの指針に基づいてきちんとした方向性を持ち、県民が一番の主人公だという意味合いを持てるような人権に関わるお互いの学習をしてもらえるような指針にしてもらえれば良いと思う。

○県

- ・ 総括の仕方としてどのようなことが考えられるかということについては、我々だけでなく人権政策審議会の審議の中で議題を出して、どのような総括ができるかということを検討させていただきたい。

<対応(案)>

- ・ 第6次指針で県の取組、成果を整理する。

<添付>

- ・ 第5次指針 第1章 背景 2人権をめぐる国内外の取組

第5次岡山県人権政策推進指針

「共生社会おかやま」の実現を目指して



令和3(2021)年3月

岡 山 県

2 人権をめぐる国内外の取組

(1) 国際社会の取組

二度にわたる世界戦争の反省から、人権の尊重が平和の基礎であるという国際的な認識に達し、昭和23(1948)年の国連総会で、「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」ことを定めた「世界人権宣言」が採択されました。そして、この宣言を実効あるものにするため、「人種差別撤廃条約(*3)」「国際人権規約」「女子差別撤廃条約(*4)」「児童の権利に関する条約」「障害者の権利に関する条約」等、多くの人権に関する条約の採択が進み、各種の宣言や国際年の設定などによる取組も行われ、人権の尊重が国際社会の基本的ルールの大きな柱となりました。

しかし、世界各地で紛争や内戦等が絶えず、大規模な自然災害さらには経済格差により、飢餓や難民問題など深刻な人権問題が表面化したため、国際社会全体で人権問題の解決に向けて取り組む気運が高まりました。このため、平成6(1994)年の国連総会において、平成7(1995)年から10年間を「人権教育のための国連10年」とするとともに、その具体的プログラムとして、「人権教育のための国連10年行動計画」を採択し、人権問題への取組が進められました。

さらに、「人権教育のための世界計画」は、第1フェーズ(段階)の平成17(2005)年～平成21(2009)年においては、初等中等教育への人権教育を、第2フェーズの平成22(2010)年～平成26(2014)年においては、高等教育における人権教育及び公務員、法執行者等への人権研修を、第3フェーズの平成27(2015)年～令和元(2019)年においては、第1、第2フェーズで目指したことのさらなる強化とメディア専門家及び報道関係者への人権研修の促進を進めてきました。そして次に、第4フェーズを令和2(2020)年～令和6(2024)年として、これまでの第1～第3フェーズの取組の強化を求めるとともに、重点対象を若者として、平等、非差別、多様性の尊重に焦点を当て「持続可能な開発目標」(SDGs)(*5)の目標4、7(*6)と連携した取組を盛り込んでいます。

(2) 国の取組

我が国においては、憲法で「基本的人権の尊重」を基本原理の一つとし、この基本

的人権の尊重を担保するため、人権関連の諸条約を締結するとともに、人権問題に関する諸制度が整備され、様々な取組が進められました。第4次指針策定以降も、「障害者差別解消法(*7)」「部落差別解消推進法(*8)」「ヘイトスピーチ解消法(*9)」等の諸法令が施行され、取組が進んできています。

また、人権教育・啓発については、「『人権教育のための国連10年』国内行動計画」の策定(平成9(1997)年)や国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにした「人権教育・啓発推進法(*10)」の施行(平成12(2000)年)及び同法に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」の策定(平成14(2002)年策定。平成23(2011)年一部追加)により、施策の総合的かつ計画的な推進が図られてきました。

(3) 県の取組

本県においては、岡山県人権政策審議会からの「岡山県の人権政策のあり方等について(答申)」(平成12(2000)年3月)を受け、人権全般を視野に入れた今後の施策の方向付けとなる「岡山県人権政策推進指針」を平成13(2001)年3月に策定し、以来、5年毎に指針の見直しを行ってきました。

これらの指針に基づき、国、市町村や関係機関等との連携・協力のもとに、人権尊重の視点に立った諸施策を総合的に推進してきました。啓発・教育については、県民の人権問題への関心を高め人権意識の高揚を図るため、人権啓発マトリックス(*11)を中心に積極的に進めてきました。

また、すべての県民が、性別や年齢、国籍の違い、障害の有無などにかかわらず、お互いに尊重し支え合い、生き活きと明るく暮らしていくことを目指し、ノーマライゼーション(*12)やユニバーサルデザイン(*13)の考え方を県政の様々な分野に取り入れてきました。

平成21(2009)年には、意識調査を初めて実施し、その結果、9割を超える人が基本的人権について知っていること、障害のある人や高齢者の人権への関心が高いこと、啓発活動としては、テレビ・ラジオ、講演会や研修会が効果的であることなどが明らかになりました。また、平成26(2014)年の2回目の意識調査では、子どもに対しての虐待、高齢者への悪徳商法や詐欺による被害等が問題だと感じる人が前回調査より増加しました。さらに、令和元(2019)年8月の3回目の調査では、我が国で人権が侵

害されるようなことが少なくなってきたと思っている人が増え、自身が人権侵害を受けた経験がある人も減少しました。一方で、重要だと思う人権課題としてインターネットによる人権侵害や多様な性（身体と心の性別に違和感がある人・性的指向）を回答する人が増えており、こうした意識調査の結果を指針等の策定に生かすとともに、効果的な人権施策の実施に努めています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う感染者や医療従事者等への誹謗中傷や差別の防止に向け、「ダメ！コロナ差別」啓発キャンペーンを展開するなど新たな人権課題の解決に取り組んでいます。

(*1) SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）：インターネット上で人と人がつながりを持つことができるサービスであり、友人同士やまったく知らない人とコミュニケーションを取ることができる。

(*2) ヘイトスピーチ：人種、国籍、思想、性別、性的指向、障害などの特定の属性を有する集団をおとしめたり、差別や暴力行為を煽る言動、あるいは少数者集団に対する侮辱、名誉毀損、憎悪、排斥、差別などを内容とする表現行為

(*3) 人種差別撤廃条約：あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約

(*4) 女子差別撤廃条約：女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

(*5) 「持続可能な開発目標」(SDGs)：2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、17のゴール・169のターゲットから構成される。

(*6) 「持続可能な開発目標」(SDGs) 4.7：「ゴール4、質の高い教育をみんなに 7番目のターゲット」であり、2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、すべての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにするという目標

(*7) 障害者差別解消法：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(*8) 部落差別解消推進法：部落差別の解消の推進に関する法律

(*9) ヘイトスピーチ解消法：本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

(*10) 人権教育・啓発推進法：人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

- (*11)人権啓発マトリックス：複雑・多様化した人権問題に対し、人権啓発を総合的、効果的に推進するため、各人権課題を担当する庁内3部局12課室で構成する組織
- (*12)ノーマライゼーション：障害のある人もない人も、社会の一員として互いに尊重し、支え合いながら、地域の中で共に生活する社会が自然なことであるとする考え方
- (*13)ユニバーサルデザイン：バリアフリーの考え方をさらに進め、年齢、性別、能力、国籍等にかかわらず、はじめからすべての人にとって安全・安心で利用しやすいように、建物、製品、サービスなどをデザインするという考え方

2 第6次指針策定に向けた行程、目的等

2026年3月に第6次指針が公表される予定だと聞いているが、その策定に向けた行程、指針策定の目的、指針の対象者などを県民に明らかにされたい。

(回答)

- ・令和3年3月に策定した第5次指針では、社会経済情勢等の変化を考慮し、5年を目安に必要な応じて指針の見直しを行うこととしている。
- ・その行程、目的、対象者については、今後岡山県人権政策審議会に諮り、また審議会において審議されることを前提に、概ね次のとおりである。

年月	指針の見直し	岡山県人権政策審議会
令和6(2024)年2月	県民意識調査(案)検討	県民意識調査内容検討
5月	県民意識調査内容決定	調査内容決定
8月	県民意識調査実施	
11月	県民意識調査結果報告	調査結果報告、フリーストック
令和7(2025)年2月	県民意識調査結果発表 指針骨子(案)意見聴取	骨子(案)審議
4月	第6次指針 諮問	諮問
7月	指針答申(案)意見聴取	答申(素案)審議
10月	第6次指針答申(案)中間取り まとめ	答申(案)中間審議
11月	パブリックコメント実施	
令和8(2026)年1月	パブリックコメント後修正審議 パブリックコメント公表 答申	答申(案)最終審議 答申
3月	6次指針策定	

- ・6次指針策定の目的については、第5次指針策定以降の社会経済情勢等の変化や法律等の制定や改正、新たな問題の発生、人権問題に関する県民意識調査の結果などを踏まえ、人権施策を総合的に実施するためのものと認識している。
- ・指針の対象者については、国、市町村、民間など、県内に住むすべての人々を対象とするものと認識している。

<主な質疑>

●人権連

- ・改定に関わる行程を出してもらったが、多くの県民は、この指針をどのよう

に作っているかを知らない。だから、本来は、県民の皆さんにこういう行程で作っている。第5次まで策定していて今、第6次指針を審議会委員と策定中だということを県としてきちんと県民にお知らせするべきだ。

＜対応(案)＞

- ・6次指針策定の各段階において、プレス発表や県ホームページなどを活用し、広く県民への周知を図っていく。

3 指針や人権課題に係る県民意見の聴取

広く県民から「指針」や「人権」にかかわる課題などへの意見を聴取する機会を設けられたい。

(回答)

- ・指針策定に当たっては、岡山県人権政策審議会において、社会経済情勢の変化や人権問題に関する県民意識調査の結果などを踏まえて審議され、その答申を基本として、パブリックコメントによる県民の意見も考慮して策定している。
- ・これに加え、庁内関係課は、平素から、人権関係団体との意見交換を実施しているところであり、指針策定のために特別に意見聴取の機会を設けることまでは考えていない。

<参考>令和4年度人権関係団体との意見交換実施状況 (R5.8 調査)

部局名	意見交換の件数	人権関係団体数 (延べ)
県民生活部	4	17
保健医療部	3	10
子ども・福祉部	15	20
産業労働部	9	19
教育庁	8	9
合計	39	75

<主な質疑>

●人権連

- ・こういうふうに資料提出していただいたことには感謝するが、同時に、指針作りの上では県民の多くの方々からの意見聴取が大事ではないかということをもう一度相談していただきたい。

○県

- ・我々としても、限られた人員、限られた時間の中で、いろいろな話し合いについて努力しながら、対応させていただいているつもりだ。

<対応(案)>

- ・指針策定に当たっては、従来から、岡山県人権政策審議会からの答申を基本として、パブリックコメントによる県民の御意見も考慮して策定してきている。今後とも、平素から、庁内関係課と人権関係団体との意見交換を継続していく。

4 人権問題に関する県民意識調査

「人権問題に関する県民意識調査」を引き続き行うならば、岡山県として必要なものに限り設問し、その設問が誤った現状認識にならないように精査をされたうえで実施されたい。

(回答)

- ・人権課題に関する県民意識調査の設問は、学識経験者で構成する岡山県人権政策審議会において、前回調査の質問内容や社会経済情勢の変化等を踏まえ、質問項目や質問内容について審議いただいている。
- ・いただいた意見は、審議の際の参考とさせていただく。

<主な質疑>

●人権連

- ・私どもは、意識調査をすること自体に問題意識を持っている。実施されるとしたら不要なものはやめた方がいいし、正確なものが出るような工夫があると思う。
- ・そういう点では、調査自体が公平なものであるということや科学的なものになっているかということや、本質的な状況をきちんと反映したものになっているかということなども問われると思う。
- ・以前から言ってきたが、例えば部落問題について、「あなたはどんな問題が起こっていると思いますか」という質問では、提示された問題だけで丸をつけてしまい、自分が体験したこと、自分が目の当たりにしたこと、経験したことでない伝聞を基に回答することになってしまうため、あなたの体験から見てどうなのかというふうに質問の方法の見直しをしてもらった。それはありがたかった。
- ・しかし、まだまだ部落問題については、例えば、「部落問題を初めて聞いたのはどこでしたか」というのが第一番目の設問になると思うが、それを聞いたとして、それを何に活用しようとしているのか。さっぱり意味がないのではないか。

●人権連（令和3年度質疑）

- ・県民意識調査の問い方はある程度改善した。令和元年度の調査では、直接見聞き体験したことを問う形に変わったが、まだ、あなたはどのようなふうにかれましたか、その後に、見たり、聞いたりという二重の問いかけになっている。そこは是非、6次指針に向け変えてほしい。

<対応(案)>

- ・資料3により協議する。

5 人権政策審議会の傍聴等

県へ指針の答申を行う「岡山県人権政策審議会」会議を傍聴できるものにとされたい。また、審議会議事録の公表は会議後直ちに行えるよう改善されたい。

(回答)

- ・人権政策審議会の傍聴については、平成10年に開催の第2回岡山県人権政策審議会(H10.5.28)において、会議は原則として公開しない、議事録は原則として公開するという申し合わせにより運営している。
- ・当審議会は、人権問題を扱うため個人情報扱う可能性があること、また、会議を公開して多数の傍聴者がいる中では議論が深まりにくい恐れがあること、さらに、発言者の名前が明らかになると外部からの直接交渉の可能性が考えられることから、会議は非公開としているところであり、御理解賜りたい。
- ・会議後、議事録を直ちに公表してほしいとの要望については、出席者が県職員・審議会委員併せて約30名と多く、会議も2時間に亘ることから、議事録の作成、内容確認に時間がかかっているところです。今後は、確認の仕方を工夫するなど、できるだけ速やかに公開できるよう努めてまいりたい。

<主な質疑>

●人権連

- ・審議会の公表、傍聴できるようにしてほしい。審議会は県庁の中にはたくさんあると思う。その中に公表している、傍聴規則を作っている審議会は結構あると思う。福祉の関係ではちゃんとやっているというふうに聞いている。
- ・人権団体はいろんな意見を持つ団体があるが、人権課題ほど一般に公開して、みんなに伝えるということの方が良いのではないかと思う。
- ・直ぐにという訳にはいかないと思うが、近く審議会委員が変わるでしょう。そういう時にこそ、傍聴をご理解いただいて、就任いただけませんかということをお願いしたい。そういうチャンスの時にはちゃんと生かしてほしい。

○県

- ・審議会のあり方は、県としての大きな方針があるので、この場で軽々には申し上げられない。人権問題を扱う審議会ということで、過去の申し合わせ事項の中で、非公開という判断がなされて今に至っているという認識だ。
- ・ただ、本日そういうご提案をいただいたということで、どういった検討ができるか改めて県民生活部内でも考えてみたい。

<対応(案)>

- ・原則公開とする。議事内容によっては非公開とする。

<添付>

- ・「第2回人権政策審議会議事録」、「審議会等の設置及び運営等に関する指針」及び「審議会等の会議の公開について(通知)」



第2回岡山県人権政策審議会議事録

1 日 時 平成10年5月28日(木) 13:00~15:10

2 場 所 県庁3階大会議室

3 出席者

(委員) 宮地会長、沖垣副会長、喜多嶋副会長、秋山委員、太田委員、木山委員、佐藤委員、高田委員、民實委員、長安委員、山本委員、好並委員

(県) 野平副知事、黒崎総務部長、窪津総務部次長、二宮総務学事課長、中西女性政策課長、直原青少年課長、大野国際課長、小寺健康対策課長、田中障害福祉課長、三富家庭福祉課長、近藤長寿社会対策課長、小野同和対策室長、中島同和対策課長、國貞指導課長、高田生涯学習課長、山根同和教育指導課長、和出警務課長

4 議 事

(1) 運営に関する申し合わせ事項

(2) 意見聴取団体の選定

(3) 行政説明

① 同和問題

② 子ども

(4) 意見交換

○（野平副知事の開会あいさつ）

○（県職員の紹介）

○それでは、会議次第によりまして審議を進めますので、よろしく御協力をお願いいたします。

本年3月に開催されました第1回の審議会は発足の会議であり、実質的な審議は今回からとなりますので、この際審議会の運営につきまして申し合わせをしていただきたいと思いますと考えております。特に、審議の公開につきましては、多くの人が関心を持っていることや議論を県民に広く伝えることが啓発などの面で効果があるなど、何らかの方法で公開する必要があるかと思われます。

一方では、人権に関する問題を取り扱うため、プライバシーの問題や、個人が識別できるような微妙な議論がなされることもあるかと思います。会議を公開して、多数の傍聴者がいる中では、議論が深まりにくいというおそれもあります。また、発言者のお名前が明らかになりますと、外部からの直接の交渉もあり得ることと考えられます。これらの点は国の審議会でも大きな論議となったようで、国の手法を参考に、事務局に運営についての申し合わせの案を作成していただいておりますので、説明していただき御検討願いたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○それでは、事務局の方から案を、説明させていただきます。

資料1をお開きいただきたいと思います。岡山県人権政策審議会（以下「審議会」という。）の運営に関しましては、岡山県人権政策審議会規則、平成9年岡山県規則第48号（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この申し合わせによるものとする。

1、公開について。（1）会議は原則として公開しない。ただし、会長は公開することが適当であると認めるときは出席委員の過半数の議決により会議を公開することができる。

（2）議事録は原則として公表する。ただし、会長は公表することが適当でないとするときは公表しないことができる。なお、発言委員の氏名は表記しない。

（3）議事の内容は他に漏らしてはならない。

2、書面による議事。会長は必要があると認めるときは議案を委員に送付し、その意見を求め、または賛否を問い、その結果をもって審議会の議決に代えることができる。

3、議事録。議事録は岡山県総務部総務学事課において作成する。

4、部会の設置。専門的な審議を進めるため審議会に部会を設けることができる。部会の構成、運営については別途定める。

5、その他。この申し合わせは第3回審議会から適用する。

事務局の考え方を申しますと、会議は原則として非公開、また議事録は公開しようということですが、その議事録につきましては、次回の会議で出席委員により確認した後、速やかに公開したいと思っております。公開の方法については、県庁の県政情報室への配置と総務学事課のホームページへの全文掲載です。発言者の氏名は国の審議会ですらやっておりますように丸印にかえることとしたいと思っております。また、審議会で一定の前進があった場合などには、記者発表をするなど対応を検討するというところで、申し合わせ事項案について考えております。

○事務局から案の説明をしていただきましたが、御質問、御意見ありましたら、お願いします。

特にないようですので、それでは審議会の運営については、案により申し合わせることにし、次回から会議を非公開で進めるということによろしいか。

御異存ないものと認めますので、そのように計らせていただきます。

審議会等の設置及び運営等に関する指針

平成22年3月9日

1 趣旨

この指針は、審議会等の適正な設置及び運営等に関し、必要な事項を定める。

2 審議会等の定義

審議会等とは、法律又は条例に基づき設置された附属機関（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項）及び有識者等から意見を聴取し、県行政に反映させることを主な目的として、要綱等に基づき設置した協議会、懇談会等をいう。

ただし、要綱等に基づき設置した協議会、懇談会等のうち、行政機関などの関係団体等との連絡調整・啓発等を主たる内容としたものは除外する。

3 設置等

(1) 新設

新たな審議会等の設置は、類似又は関連する既存の審議会等の活用等による対応を十分検討したうえで、真に必要な場合に限ることとし、新たに設置する場合でも所掌事項をできるだけ広範囲となるようにする。

また、要綱等により審議会等を設置する場合は、次の事項に留意する。

- ・ 目的の達成又は時限の到来等をもって廃止できるよう原則として終期を定めること。
- ・ 法律又は条例に基づく附属機関と誤認されない名称とすること。

なお、新たに設置する場合は、あらかじめ総務部行政改革推進室と協議を行う。

(2) 整理統合等

次のいずれかに該当するものについては、法律に設置義務があるなどの場合を除き、毎年度、法令の改廃の動向や事務内容の変化等を的確に把握するなど検証を行いながら、廃止又は統合を行うなど整理合理化に努める。

- ・ 所期の目的を達したもの
- ・ 社会経済情勢の変化等により著しく必要性が低下してきたもの
- ・ 他の行政手段等で対応可能なもの
- ・ 開催回数が少なく、活動が著しく不活発であるか又は実質上休眠状態にあるもの（過去5年間の開催実績の平均が年1回未満のもの又は前年度開催実績がないものは、原則見直しの対象とする。）
- ・ 当該審議会等のほかにも類似の目的を持つ審議会等があり、独立して設置する意義が薄れているもの
- ・ 毎年同時期に1回だけ定例的に開かれるなど、形式的で設置効果が乏しいもの

(3) 名称等の公表

審議会等の事務局を担当する課室の長は、設置している審議会等について、名称、設置根拠、所掌事務等の概要を県のホームページに掲載する。

又は調査等を行う場合

- ・当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

(2) 公開又は非公開の決定

審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、6(1)の公開基準に基づき、審議会等において行う。

なお、審議会等が会議の全部又は一部を公開しないことを決定したときは、その理由を6(4)の会議の開催周知等で明らかにする。

(3) 公開の方法

審議会等の会議の公開にあたっては、次の事項に留意する。

- ・会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、傍聴を認めることにより行う。
- ・公開する会議において傍聴を認める者の定員をあらかじめ定め、会議の会場に一定の傍聴席を設けなければならない。
- ・会議の傍聴者に会議資料を提供することとし、提供できない場合は審議事項がわかる資料を提供するものとする。
- ・審議会等の長は、会議を公開するにあたっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続き及び遵守事項を定め、当該会議の開催中における会場の秩序の維持に努めなければならない。

(4) 会議の開催周知

審議会等は、会議を開催するにあたっては、開催日の遅くとも1週間前までに、次の事項を県のホームページに掲載し事前に県民に周知するとともに、報道機関に情報を提供するよう努める。ただし、会議の開催を周知することにより会議の公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずる場合、又は緊急な会議の開催等やむを得ない場合はこの限りでない。

- ・開催の日時及び場所
- ・議題
- ・公開又は非公開（一部非公開を含む）の別及び非公開の場合の理由
- ・傍聴を認める者の定員及び傍聴手続
- ・問い合わせ先

(5) 会議資料及び会議録の公開

公開した審議会等の会議資料及び会議録は、県のホームページに掲載する。

また、会議を非公開とした場合であっても、条例第7条各号に掲げる情報に該当するものを除き、当該会議に係る会議資料及び会議録を公開する。

7 その他

この指針は、平成22年4月1日から施行する。

(別紙3)

行 第 65 号
平成22年3月17日

各 部 局 主 管 課 長
企 業 局 総 務 企 画 課 長 殿
教 育 庁 総 務 課 長

総務部行政改革推進室長
(公印省略)

審議会等の会議の公開について(通知)

このことについて、平成22年3月9日付けで策定した「審議会等の設置及び運営等に関する指針」に基づき行うこととしていますが、その運用にあたっては別添の通知により対応してください。

審議会等の会議の公開について

1 会議の公開の趣旨について

県の各種施策の企画立案又は行政執行の過程において、重要な役割を果たしている審議会等の審議の状況を県民に対して明らかにし、県政に対する県民の理解と信頼を深めることは重要である。そのため、審議会等の会議を公開することにより、県政における透明性、公正性の向上を図り、開かれた県政を推進するものである。

2 会議の公開基準について

会議は原則公開とするものであるが、第三者の利益又は公益を保護する必要があるなど一定の場合は非公開とすることができることを定めたものであり、その趣旨は次のようなものである。

- (1) 法律、政令若しくは省令又は条例若しくは規則により非公開とされている場合は、審議会等の設置及び運営等に関する指針(以下「指針」という。)によらずに会議を公開しないことができることとしたものであること。
- (2) 岡山県行政情報公開条例第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項については、公開の場で調停、審査、審議又は調査等(以下「審議等」という。)を行うことは適当ではないと考えられることから、その場合には会議を公開しないことができることとしたものであること。
- (3) 審議等の事項によっては、公開した場合、審議妨害や委員に対する圧力も含め、率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれる場合があり得ることから、そうした支障が生ずることが、客観的に明らかである場合には会議を公開しないことができることとしたものであること。

3 公開又は非公開の決定について

- (1) 審議会等の会議を公開するかどうかは、審議会等としての独立性を尊重する観点から、会議の運営に責任を有する審議会等が自らの責任において決定するものとする。
- (2) 審議会等は、指針実施日以後に初めて開催される会議の開催周知に関する事項を掲載する前までに、以後の会議を公開するかどうかを一括して決定するものとする。(法令等により非公開とされている場合及び既に公開又は非公開の決定を行っている場合を除く。)ただし、一括して決定することのできない審議会等においては、会議の都度、次回会議の公開、非公開を決定することができる。この場合において、会議で公開、非公開を決定することができないときは、次回会議を開催するまでに、審議会等が定める方法により、公開、非公開を決定することができるものとする。
- (3) 「審議会等の長」とは、当該審議会等において、その会務を総理することとされている者をいうものであるが、審議会等の長が選任されていない場合にあっては、当該審議会等の事務局を担当する部局(課室)の長が、当該審議会等の長に代わって行うことができるものとする。
- (4) やむを得ず一つの会議で公開する部分と非公開とする部分が存することとなる場合は、当該審議に入る前に非公開とする部分を明確にするものとする。

4 公開の方法について

- (1) 公開の方法は、県民が容易に審議会等の審議等の過程を知ることができるよう、報道機関に加えて、傍聴希望者に会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- (2) 審議会等は、あらかじめ会議の傍聴に係る定員を定め、それに対応する傍聴席を設けるものとする。
なお、傍聴定員は、10名以上とするが、定員分の傍聴席を確保することが困難な場合は、傍聴定員を減数できるものとする。
- (3) 傍聴は、受付で傍聴希望者が氏名及び住所を記載したうえで、審議会等が先着順に定員に達するまで認めるなど、傍聴の手続きを定めて行うものとする。
- (4) 審議会等は、公正かつ円滑な議事の運営を確保するために、傍聴に係る遵守事項を定めるものとする。

5 会議の開催周知について

- (1) 審議会等は、公開する会議の開催を多くの県民が遅くとも会議開催の1週間前までに知ることができるようにするため、県のホームページに掲載するなど効果的にその周知を図るものとする。
この場合、会議全部を非公開とする場合を除き審議会等の事務を担当する課室は、「傍聴要領」（別紙1）及び「会議の開催案内」（別紙2）を作成し、県のホームページに掲載するものとする。
- (2) 一つの会議で公開する部分と非公開とする部分が存することとなる場合は、「会議の開催案内」にその旨を明記するものとする。

6 会議資料及び会議録の公開について

- (1) 審議会等は、会議の終了後、審議等の状況がわかる議事録等の会議録（議事要旨でも差し支えない）を速やかに作成し、県のホームページに掲載し、県民が当該会議の結果を知りうるよう努めるものとする。
- (2) 会議を非公開とした場合においても、非公開とした趣旨に反しない範囲で、できる限り、会議資料及び会議録を県のホームページへの掲載に努めるものとする。

7 審議会等一覧の作成及び公開について

- (1) 審議会等の事務局を担当する課室は、当該審議会の名称、設置根拠、委員数等の審議会の概要を記載した「審議会等の概要」（別紙3）を作成し、その情報を行政改革推進室に提供するものとし、行政改革推進室は、県のホームページに掲載するものとする。
- (2) 新たに審議会等を設置した場合においても、その名称、設置の趣旨及び根拠、委員数等について、行政改革推進室に提供するものとする。
また、審議会等の内容に変更（廃止を含む）があった場合も同様とする。

(別紙1)

傍 聴 要 領 (参 考 例)

(審議会の名称)

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、審議会の会長の許可を得たうえで、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議の傍聴をする場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは退場していただくことがあります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、あらかじめ審議会の会長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

※この要領は、審議会等の設置目的、担当事務等を勘案して、適宜、修正して差し支えない。

(別紙2)

会 議 開 催 案 内 (公 開)

(会議の名称)会議を、次のとおり開催する。

なお、この会議の傍聴を希望する方は、次に定める手続きに従って傍聴するものとします。

平成 年 月 日

(審議会の名称)

1 開催日時

(開催年月日及び開催時間)

2 開催場所

(所在地)

(庁舎名及び会議室名)

3 議題

(当日の会議の議題)

4 傍聴定員

(傍聴定員)人

5 傍聴手続

(1) 傍聴希望者は、上記の開催予定時刻までに会場にお越しく下さい。会場で受付を行いますので、氏名と住所を記入してください。

(2) 受付開始時間は当日〇〇時からです。

(3) 傍聴の受付は先着順に行い、定員になり次第終了しますので、ご了承願います。

6 問い合わせ先

(事務局の所在地)

(事務局の担当課名、連絡先等)

7 ホームページのアドレス

会議開催案内（一部非公開）

（会議の名称）会議を、次のとおり開催する。

なお、この会議は一部を非公開とします。公開部分の傍聴を希望する方は、次に定める手続きに従って傍聴するものとします。

平成 年 月 日

（審議会の名称）

- 1 開催日時
（開催年月日及び開催時間）
- 2 開催場所
（所在地）
（庁舎名及び会議室名）
- 3 議題
（当日の会議の議題）
- 4 非公開部分
（当日の非公開とする部分の議題及び内容）
- 5 非公開の理由
（非公開の理由を具体的に記載（根拠条項明記））
- 6 傍聴定員
（傍聴定員）人
- 7 傍聴手続
 - （1）傍聴希望者は、上記の開催予定時刻までに会場にお越しく下さい。会場で受付を行いますので、氏名と住所を記入してください。
 - （2）受付開始時間は当日〇〇時からです。
 - （3）傍聴の受付は先着順に行い、定員になり次第終了しますので、ご了承願います。
- 8 問い合わせ先
（事務局の所在地）
（事務局の担当課名、連絡先等）
- 9 ホームページのアドレス

(別紙3)

審 議 会 等 の 概 要

審議会等の名称	
設置根拠等	(要綱等)
設置年月日	
委員数・任期	(委員名簿)
所掌事務	
公開・非公開の別 (非公開理由)	
開催実績等	(開催案内・会議概要・会議資料等)
事務局担当課	(課名・連絡先)
備 考	

